

令和 8 年度（2026 年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

【A 日程入試】法律専門科目試験

憲法 出題の意図

問題 1

生活保護をめぐる稼働能力活用要件は、①稼働能力を有すること、②稼働能力活用意思があること、③就労の場がないことを三要件とするものである。最高裁の判断こそ示されていないが、高裁判決が複数出されている（大津地判平成 24 年 3 月 6 日、東京高判平成 24 年 7 月 18 日、大阪地判平成 25 年 10 月 31 日、東京高判平成 27 年 7 月 30 日など）。

平成 27 年東京高判は、「生活に困窮する者が稼働能力を有しているのに、現にその稼働能力が活用されていない場合であっても、直ちに稼働能力活用要件の充足が否定されるものではない……具体的な稼働能力を前提として、その稼働能力を活用する意思を有している場合において、当該生活困窮者の具体的な環境の下において、その意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができると認めることができないときには、なお当該生活困窮者は、その利用し得る能力をその最低限度の生活の維持のために活用しているものと評価することができ、同要件の充足が肯定されると解するのが相当である」と判示しており、この判決を知らなくとも、憲法の定める生存権および生活保護法の趣旨から、適切な検討ができるはずである。

問題 2

憲法 50 条に定める議員の不逮捕特権は、時の政府により国会審議の妨害・弾圧のために議員の身柄を拘束するという手法が歴史的に多用されてきたことから、それを防ぐために置かれている規定である。その保障の目的としては、議員を不当な逮捕から守って職務を遂行させ、ひいては国会の運営を妨げられないためであるが、どちらの目的に重点を置くかによって、犯罪の疑いそのものには合理性があるが逮捕は国会審議の妨害のために行われた場合（国策捜査・国策逮捕）をどう考えるべきかの評価が異なってくることとなる。